

## 軽自動車税（種別割）の税額表（令和2年度）

令和元年10月1日より軽自動車税は、「軽自動車税（種別割）」という名称になりました。

### ●【表1】原動機付自転車・二輪車等の税額●

種 別		税 額
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下 又は 0.6kW 以下 ※ミニカーを除く	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下 又は 0.6kW 超～0.8kW 以下	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下 又は 0.8kW 超～1kW 以下	2,400 円
	ミニカー (三輪以上で 20cc 超～50cc 以下又は 0.25kW 超～0.6kW 以下)	3,700 円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400 円
	その他（フォークリフト等）	5,900 円
雪上車（スノーモービル）		3,600 円
軽二輪車（125cc 超～250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000 円

### ●【表2】三輪及び四輪以上の軽自動車の税額●

種 別		税 額		重課税額	軽 課 税 額			
		①	②		③	④	⑤	⑥
三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
四 輪 以 上	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨 物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

<各税額に該当する車両>

- ①平成27年3月31日以前に最初（新車）の新規検査を受けた車両（③の重課対象車両を除く）
- ②平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両
- ③最初の新規検査を受けてから13年を経過した車両（重課対象車両）  
※一部の車種は重課の対象外となります（対象外となる車種については裏面をご覧ください）。
- ④電気軽自動車・天然ガス軽自動車等（平成30年排出ガス規制に適合する車両、または平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物が少ない車両に限る）
- ⑤ガソリン車・ハイブリッド車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成し、かつ乗用車は令和2年度燃費基準+30%以上達成、貨物車は平成27年度燃費基準+35%以上達成した車両
- ⑥ガソリン車・ハイブリッド車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成し、かつ乗用車は令和2年度燃費基準+10%以上達成、貨物車は平成27年度燃費基準+15%以上達成した車両

※軽課税額（④～⑥）は、平成31年4月1日～令和2年3月31日に最初の新規検査を受けた車両が対象となります（令和2年度分に限る）。なお、平成31年度分（令和元年度分）で軽課税額（④～⑥）となった車両は令和2年度は②の税額となります。

◎三輪及び四輪以上の軽自動車に対する重課・軽課の内容については、裏面をご覧ください。

## ◆三輪・四輪以上の軽自動車に対する重課・軽課について

### ●経年車に対する重課

地球環境を保護する観点から、最初の新規検査を受けてから13年を経過した軽自動車は平成27年度以降の税額（表面の【表2】②の税額）に概ね20%加算した金額（同【表2】③の税額）を課税します。

**重課対象にならない車両** …下記の車両は、重課の対象から除外します。

- ・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車 ・メタノール軽自動車 ・混合メタノール軽自動車
- ・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車 ・被けん引車

### 重課適用年度（例）

自動車検査証の初度検査年月が、

- ⇒平成14年以前\*……………平成28年度から
- ⇒平成15年～平成16年3月……………平成29年度から
- ⇒平成16年4月～平成17年3月…平成30年度から
- ⇒平成17年4月～平成18年3月…平成31年度から
- ⇒平成18年4月～平成19年3月…令和2年度から

※平成15年10月14日以前に新規検査を受けた車両は、その年の12月を初度検査年月とみなします。

### ●環境負荷の小さい軽自動車に対する軽課

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、令和2年度分の軽自動車税（種別割）の税率を軽減します（「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）。

対 象 車		内 容
電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限る）		税額を概ね75%軽減 （表面の【表2】④の税額）
ガソリン車・ ハイブリッド車 ※	乗用車：令和2年度燃費基準+30%達成 貨物車：平成27年度燃費基準+35%達成	税率を概ね50%軽減 （表面の【表2】⑤の税額）
	乗用車：令和2年度燃費基準達成+10%達成 貨物車：平成27年度燃費基準+15%達成	税率を概ね25%軽減 （表面の【表2】⑥の税額）

※いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

## 令和3年度の軽自動車税（種別割）に関する主な改正について

### ●環境負荷の小さい軽自動車に対する軽課の延長

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、令和3年度分の軽自動車税（種別割）の税率を軽減します

### ●グリーン化特例（軽課）適用基準の大幅見直し

令和3年4月1日以降に初回新規登録等を受ける軽自動車（自家用乗用車）に対するグリーン化特例の適用対象は、電気自動車等に限定されます。

## <軽自動車税（種別割）に関する問合せ先>

板橋区役所 課税課税務グループ 電話 03-3579-2095